

岩手県医療局管理規程第 13 号

医療局医学研修休職者の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局医学研修休職者の給与に関する規程の一部を改正する規程

医療局医学研修休職者の給与に関する規程（昭和 43 年岩手県医療局管理規程第 26 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
病院に勤務する医師である医療局企業職員が医療局医学研修規程（昭和62年岩手県医療局管理規程第15号）第2条第1項に規定する長期研究生として派遣されたことにより職員の休職の事由に関する条例（昭和27年岩手県条例第23号）第2条第1項第1号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、 <u>調整手当</u> 、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。	病院に勤務する医師である医療局企業職員が医療局医学研修規程（昭和62年岩手県医療局管理規程第15号）第2条第1項に規定する長期研究生として派遣されたことにより職員の休職の事由に関する条例（昭和27年岩手県条例第23号）第2条第1項第1号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、 <u>地域手当</u> 、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。